

# 山口県報

平成18年  
6月13日  
(火曜日)

## 目次

告示

土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一

保安林予定森林(森林整備課).....二

光中央土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課).....二

浸水想定区域の指定(河川課).....二

道路の位置の指定(建築指導課).....二

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課).....三

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....四

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....四

一般競争入札の実施(技術管理課).....五

大和都市計画ごみ処理場の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....六

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....六

### 山口県告示第三百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年六月十三日

土地改良区の名称

認可年月日

山口県知事 二井 関成



宇部市車地北土地改良区

平成一八、六、五

### 山口県告示第三百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十八年六月十三日

山口県知事 二井 関成

#### 一 保安林予定森林の所在場所

長門市洪木字大滝一三六の二、九六一の一、一〇九〇、二三四〇、二三四二から二三四四まで、一三四六、二三四七、字小滝一三七、一三九、一三九の一

阿武郡阿東町大字徳佐中字篠原一四八六の二から一四八六の九まで、一四八七の三から一四八七の八まで、一四八七の一〇、字雪寄一四八八の一、一四八八の二五から一四八八の六三まで、一四八八の六六から一四八八の六九まで、一四八八の七一から一四八八の八三まで、大字生雲中字数ヶ浴一七六〇の八七・一七六〇の九一・一七六〇の九二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、一七六〇の九三

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施設要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

長門市洪木字大滝一〇九〇・一三三四六・一三三四七・字小滝一三九(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

阿武郡阿東町大字徳佐中字篠原一四八六の二から一四八六の九まで・一四八七の三・一四八七の四・字雪寄一四八八の一・一四八八の二五から一四八八の六三まで・一四八八の六六から一四八八の六九まで・一四八八の七一から一四八八の八二まで・大字生雲中字数ヶ浴一七六〇の九一・一七六〇の九二(以上六八筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

下関市豊浦町大字室津上字原二七、二八、字前原二九から三一まで、字キスケ三〇六の一、字井手の本三〇七、字後蔵三〇八の二から三〇八の五まで、字岬山三七五の五五、三七五の五六、三七五の六八から三七五の七〇まで  
 萩市大字椿字和泉寺二二三の一・字大屋二二四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 下関市豊浦町大字室津上字原二七・字前原二九から三一まで・字井手の本三〇七(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)  
 萩市大字椿字和泉寺二二三の一・字大屋二二四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百三十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、光中央土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年六月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 土地区画整理組合の名称  
光中央土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地  
光市中央六丁目三一番一〇号
- 三 設立認可の年月日  
平成十六年十二月十日
- 四 変更認可の年月日  
平成十八年六月十三日

山口県告示第三百三十一号

水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。

当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所において縦覧に供する。

平成十八年六月十三日

山口県知事 二井 関成

名河川 称	区		間
	上	流	
島田川	左岸	周南市大字小松原字筏場七番四地先	河口
	右岸	周南市大字小松原字城山八一〇番一地先	
島田川水系			

山口県告示第三百三十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、長門土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十八年六月十三日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地 長門市東深川字中ノ蔵四〇五の一	幅 (メートル) 四・〇	延 (メートル)長 三四・七	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 一四五・〇八
---------------------------	--------------------	----------------------	-------------------------------------

山口県告示第三百三十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、稗田県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年六月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 稗田県営住宅新築工事

- (一) 工事場所 下関市山の田北町五〇番一
- (二) 工事の概要

構 造 鉄筋コンクリート造 地上六階建	延 べ 面 積 二、一四三平方メートル	戸 数 二九戸
---------------------------	---------------------------------	---------------

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等  
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法  
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所  
山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号  
申請書等の提出期間及び時間  
平成十八年六月二十三日から同月二十八日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年七月十四日までに発送する。
- (五) その他  
この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三一三 八七〇)にすること。



(三一七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年七月三十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年六月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日  
平成十八年五月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 デイサービススクローバー  
代表者の氏名 東上 佳代  
主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字久賀四六〇二番地
- 三 定款に記載された目的  
高齢者及び障害のある成人に対して、自らの意志に基づき、自立した生活を送ることを支援するための通所介護及び訪問看護などの事業を行い、地域の保健、医療及び福祉に寄与すること。

- 一 申請のあった年月日  
平成十八年五月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 周防大島産業活性化グループ  
代表者の氏名 峰 博  
主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字平野八三五番地三
- 三 定款に記載された目的  
地域住民に対し、雇用及び収入を得る機会の創出並びに協働社会への参加を促進するために、公共施設の管理運営、郷土特産品の開発、加工及び販売、職業能力開発、情報発信及びその技術訓練並びに海外留学生の職業体験教育などの事業を行い、文化

の豊かな活力ある地域の創造を目指して地域経済の発展に寄与すること。

(三一八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年六月十三日から同年十月十三日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年六月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 サンマート須々万店  
所在地 周南市大字須々万本郷三〇七の二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名 称 住 所 代表者の氏名  
株式会社サンマート 防府市大字新田一〇二二の三 田中 康男
- 三 変更に係る事項の概要  
変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
大規模小売店舗を  
設置する者の代表  
者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社サンマート	飯塚 道正	飯塚 正
大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	株式会社サンマート	大谷 信夫	田中 康男
変更に係る事項		変 更 前	変 更 後

- 四 届出年月日  
平成十八年六月二日
- 五 変更年月日  
平成十七年五月二十五日

(三一九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十八年六月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

土木事業管理システム再構築に係る詳細設計及び開発業務並びに土木事業管理システム運用管理業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日の翌日から平成二十一年三月三十一日までの間

(四) 履行場所

山口県土木建築部技術管理課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成十八年山口県告示第六十一号)に基づき資格審査において、システムの設計及び開発並びにシステムの保守、維持及び運用管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 情報処理技術者試験の区分等を定める省令(平成九年通商産業省令第四十七号)に規定するプロジェクトマネージャ試験又はアプリケーションエンジニア試験(情

報処理技術者試験規則の一部を改正する省令(平成六年通商産業省令第一号)による改正前の情報処理技術者試験規則(昭和四十五年通商産業省令第五十九号)第一条に規定する特殊情報処理技術者試験を含む。)に合格した者を、一の(一)に掲げる業務のうち、土木事業管理システム(以下「本件システム」という。)再構築に係る詳細設計及び開発業務に専任で従事させることができること。

(五) 平成十八年四月一日から平成十八年六月十三日までの間に、都道府県において、本件システムに相当するシステムを開発した実績(開発中であるものを含む。)を有していること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部技術管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県土木建築部技術管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県土木建築部技術管理課

(三) 受領期限

平成十八年七月二十四日午後五時(入札書を持参する場合は、平成十八年七月二十五日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室

(二) 日時

平成十八年七月二十五日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札者及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札者

九 落札者の決定方法  
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

(二) 山口県知事 二井 関成

(三) 契約手続において使用する言語及び通貨

(四) 日本語及び日本国通貨

(五) 契約書の作成の要否

(六) 要

(七) 契約保証金

(八) 免除する。

(九) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局会計課に申請書を提出すること。

(十) 詳細については、山口県土木建築部技術管理課(電話〇八三一九三三三三六二二)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature of the service to be purchased: Detailed design and development of the re-construction of public works management system, and management of the new-developed system

(3) Term of the contract: From the day after the contract through March 31, 2009

(4) Delivery place: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3623)

(6) Time-limit for tender: 5:00 P.M. July 24, 2006

(In case of bringing a tender: 10:00 A.M. July 25, 2006)

(三二〇) 大和都市計画ごみ処理場の決定に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による大和都市計画ごみ処理場の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年六月十三日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

大和都市計画ごみ処理場一周南東部環境施設組合リサイクルセンター

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(三二一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年六月十三日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字西高泊字河原田及び字木床ヶ迫

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市緑区大高町南関山三五番地

鈴秀工業株式会社